

資 料 提 供	
令和7年12月3日	
課名：産業廃棄物対策課	環境保全課
担当：波谷 ^{はだに}	秋山
内線：2962	2916
直通：082-513-2963	082-513-2920

産業廃棄物焼却炉の設置者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である岡山産興株式会社^{おかやまさんこう}の廃棄物焼却炉について、排ガス中のダイオキシン類濃度の行政検査[※]を行った結果、排出基準を超過したため、同社に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、当該施設の使用停止及び改善を命じた。

なお、同社は、現在施設の稼働を自粛している。

※ 県内の焼却炉等のうち、毎年、数施設を抽出し、行政検査を実施している。

2 検査結果等

事業者名 (住所)	岡山産興株式会社 ^{おかやまさんこう} 代表取締役 藤原 ^{ふじわら} 義一 ^{よしかず} (岡山県倉敷市中島 2407 番地の 119)
設置場所	神石郡神石高原町大矢 27 番地 1、5205 番地 1
施設の種類	廃棄物焼却炉
処理能力	36.2 t／日 (1.51 t／時間)
ダイオキシン類濃度の検査結果	6.1 ng-TEQ／m ³ N (排出基準：5.0 ng-TEQ／m ³ N)
その他	・検体採取年月日：令和7年10月30日 ・結果判明年月日：令和7年12月2日

※ng-TEQ：1ng (ナノグラム) は10億分の1グラム

TEQ (毒性等量) はダイオキシン類の毒性を最も毒性の高い2,3,7,8-TCDD 換算した値。

3 行政処分の内容等

- (1) 処分内容 施設の使用停止命令及び改善命令
(停止の期間は施設の改善が確認されるまでの間)
- (2) 処分年月日 令和7年12月3日
- (3) 処分機関 広島県東部厚生環境事務所福山支所
- (4) 根拠規定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の7
ダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項

4 今後の対応

同社に対し、原因の究明及び施設の改善を指導する。